

高吾苑の利用について（葬儀社向け）

令和8年4月1日

1 高吾苑使用料

区 分		単 位	区域内	区域外	
遺体	大人(13歳以上の者)	1体につき	25,000 円	70,000 円	死亡者の住所
	小人(13歳未満の者)	1体につき	20,000 円	40,000 円	
死 産 児		1胎につき	10,000 円	25,000 円	母の住所
肢 体		1 柩につき	10,000 円	25,000 円	肢体を失った者の住所 又は病院等の所在地
改 葬		1 柩につき	35,000 円	70,000 円	埋葬所在地

※「区域」とは、佐川町、越知町及び仁淀川町の地域のことです。

2 高吾苑休業日、火葬時間

(1) 休業日

1月1日から1月3日です。

※友引も火葬業務は行いますが、火葬炉の修繕等のため使用できない場合がありますので、事前に確認をお願いします。

(2) 火葬時間

午前10時30分、午前11時30分、午後1時30分、午後2時30分、午後3時30分
午後4時30分です。

延長して火葬を行う場合は午後5時30分から1時間ごとの受付としていますが、管外に関しては引き続き制限（午後4時30分まで）させていただきます。

3 施設の利用について

(1) 火葬できる棺のサイズは高さ47cm、幅57cm、長さ198cm以内です。

(2) 高吾苑の収骨室、待合室は和室・ロビーともに15人程度しか入れません。

※酒類の飲酒については禁止します

(3) 拝殿の使用時間は火葬時間（着火時間）前20分以内とし、火葬のお別れ以外の目的で使用出来ません。

(4) 棺は火葬用の棺を使用して、中の副葬品にはガラス・瀬戸物・金属類、布団、厚手の化学繊維・綿類等これらに類する品物は入れないでください。

ご遺族等の要望があれば副葬することは可能ですが、遺骨への付着、変色等が起こる場合がありますのでその旨ご遺族にお伝えください。

また、書籍等の副葬品について少量なら問題はありませんが、多量になると遺骨を見つけにくくなりますのでご遺族に対してはその旨をお伝えください。

(5) 御遺体の腐敗防止の為に使用したドライアイス、脱臭剤等は火葬業務に支障をきたす場合がありますので出棺前に取出してください。

また、ペースメーカーを使用している場合は、火葬前に職員まで伝えてください。

4 連絡事項

(1) 火葬（改葬）許可書の確認

出棺（出発）前に必ず所持している人や不備がないか等の確認をお願いします。

許可書を忘れたり、公印の押し忘れがあったりすると火葬が出来ないためご注意ください。

(2) 火葬時間の厳守

複数件火葬がある場合、火葬時間（着火時間）が遅れると、他の遺族に迷惑がかかる場合があります。到着時間に遅れた場合は、拝殿使用時間を短くする等のご協力をお願いする場合がありますので時間厳守をお願いします。

(3) 火葬時間の受付等について

火葬時間の受付（予約）については、高吾北衛生センター（26-0305）で常時受付しています。

屋外での作業中に受けけることもあり、機械類の操作、騒音等で電話の対応が遅れる場合がありますがご了承ください。

高吾北衛生センターは受付業務のみ行っておりますので、受付以外のことについては、高吾北清掃センター（22-3111）に連絡してください。

火葬の仮の予約や日時のみ予約等した後には詳細を必ず連絡してください。

(4) 駐車場の利用について

斎場東側の駐車場は狭いため、霊柩車・身体の不自由な方以外の車は建物下・新設の駐車場を利用してください。

霊柩車に続いて他の車が斎場まで乗り入れると混雑しますので、来苑されるご遺族の方にその旨お伝えください。

(5) 火葬使用料は定額の料金を準備するようにお願いします。

(6) 最近、許可書及び領収書の再発行の問い合わせが増えております。再発行はしておりませんので、ご遺族の方にその旨お伝えください。